

債権管理でお悩みのご担当者様へ

スピーディーかつ低コストな工事債権保証のご案内

～国土交通省の「下請債権保全支援事業」～

(中小・中堅下請建設企業等の経営・雇用安定、連鎖倒産の防止を図る制度)

「下請債権保全支援事業」とは、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等の債権の保証業務です。ご利用頂くことで、元請建設企業の倒産等による債権の焦げ付きを回避できます。

既に数多くの建設業者様や資材業者様にご利用頂いております。
延べ利用社数:8,000社超、保証累計額:1,200億円超

保証の種類も、**保証枠保証**、**手形保証**、**売掛金保証**の3種類があり、御社のご事情に応じてお選び頂けます。

特徴1・・・工事毎の個別保証

- 工事毎の個別保証なので、工事期間に応じた保証料負担で済みます。
- 保証枠保証をご利用になれば、下請契約を交わした日から保証利用が可能です。
(保証種類詳細につきましては、裏面をご覧ください)

特徴2・・・保証料率は一律です(助成金が活用できます)

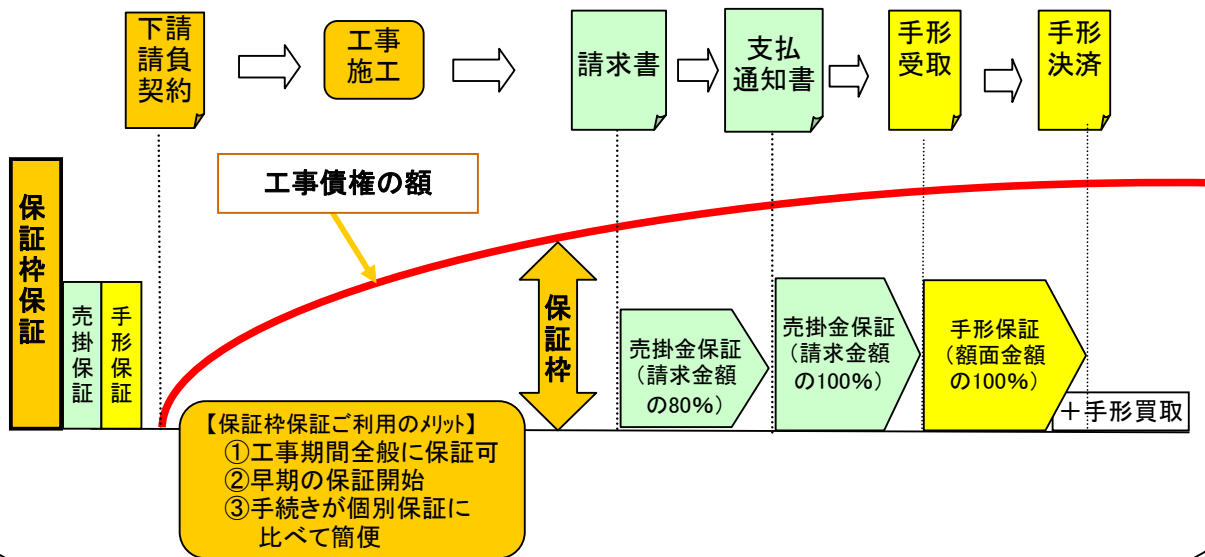
- 弊社の保証料率は一律なので、保証の対象となる元請建設企業によって保証料率が変わる心配はございません。
- 一般財団法人建設業振興基金により年率4%を上限に保証料率の3分の2が助成されるため、コスト負担が軽減できます。

特徴3・・・スピーディーな審査

- 弊社独自の審査モデルにより、保証可否を原則翌日ご回答します。
- 元請企業には、御社が保証をつけていることはわかりません。

保証種類とイメージ

～工事の流れ・資金の流れ～



- ・保証枠保証は、下請契約を締結した時点から、工事契約毎に工事請負金額の範囲内で工事期間中に発生する債権について保証が受けられます。但し、枠設定時に請求書・支払通知書・手形のある債権は除きます。また、枠設定額の上限は請負金額、保証期間は最長1年です。なお、継続の可否については審査がございますのでご注意ください。
- ・既に請求書を発行している場合や手形を受け取っている場合は、個別保証での対応となります。
- ・売掛金は請求書発行段階では請求金額80%、元請の支払通知書等で債権が確定の場合は100%の保証となります。
- ・支払遅延は保証履行の対象とはなりません。

【ご利用いただけるお客様】・・・上場会社でもご利用可能です

- ・資本金の額が20億円以下または常時使用する従業員の数が1,500名以下の中小、中堅企業が対象です。
- ・元請建設企業から建設工事を直接請け負っている下請建設企業または元請企業に建設工事資材を直接供給している資材企業が対象です。
- ・債権の裏付けとなる契約や債権が明らかに存在することを証明できる書類(写)の提出が必要となります。
- ・下請建設企業等に係る保証限度額は6億円です。

【元請建設企業に係る要件】・・・ご希望があれば、弊社にてお調べいたします。

- ・保証を開始する年度又は前年度に公共工事の受注実績がある企業、又は、保証を開始する日において有効な経営事項審査を受けている企業が対象です。(※保証開始日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に受審していること)
- ・受取手形のサイトは120日以内です。弊社の場合、オプションとして保証手形について買取もいたします。

- ・保証にあたっては、保証料(年利ベース)をいただきます。
- ・一般財団法人建設業振興基金に対して、保証料とは別に年率1%の利用料を支払う必要があります。
- ・弊社による審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

詳しくは下記専用ダイヤルにご連絡ください。

SMBCファイナンスサービス株式会社

ファクリング営業第五部(東京)03-5444-1522、大阪ファクリング営業第三部(大阪)06-4390-2674

・会社HP→<http://www.smbc-fs.co.jp/index.html>

・お問い合わせアドレス→https://www.smbc-fs.co.jp/inquiry/service_fin.html

弊社は、御社が自由かつ自主的なご判断により、お取引いただくことを前提としております。このため、弊社が、本サービスをご契約いただくことを融資取引等の取組や継続の条件としたり、ご契約いただかないことを理由に融資取引等の取組や継続に関して、不利なお取扱いをすることは一切ありません。
本件について苦情等がございましたら、弊社総務部(03-5444-1510)までご連絡ください。

被災地域の皆様へ 国土交通省の『下請債権保全支援事業』に 手形買取業務が 新たに追加になりました。

国土交通省創設の「下請債権保全支援事業」をご存知ですか？
「下請債権保全支援事業」とは下請建設企業等が元請建設企業に対して有する
工事請負代金等の債権の保証業務です。

このたび、被災地域の下請建設企業等の皆様が元請建設企業に対して有する手形を
弊社が期日前に買い取ることで、皆様の資金繰りを支援することができるようになりました。こ
の機会にぜひご利用をご検討ください。

特徴1

・・・買戻請求なしの手形買取です。

ウイズアウトリコース(買戻し請求権なし)で買取しますので、万が一買い取った手形が
不渡りになっても弊社が買戻しを求めることはありませんので、皆様は安定した
資金繰り計画を立てられます。

特徴2

・・・買取料の一部が助成金により軽減されます。

財団法人建設業振興基金による助成がありますので、年率4%を上限に買取料率の
3分の2が低減されます。
また、弊社の買取料率は一律です。支払口毎に料率は変わりません。

特徴3

・・・スピーディーな審査と資金化

弊社独自の審査モデルに基づき買取の可否を判断いたしますので、スピーディーな
審査が可能です。

対象企業は、

- ①被災地域(※)に主たる営業所を有する下請建設企業等
- ②被災地域(※)において建設工事及び災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)
を行う下請建設企業等
のいずれかとなります。

【対象企業と対象債権のイメージ】

対象下請企業(依頼人)		対象工事		災害廃棄物の 撤去等
		通常の 建設工事	被災地域の 建設工事	
一般企業	保証	○	○	◎
	買取	×	◎	◎
被災地域企業	保証	○	○	◎
	買取	◎	◎	◎

○: 従来事業、◎: 今回拡充、×: 対象外

※被災地域

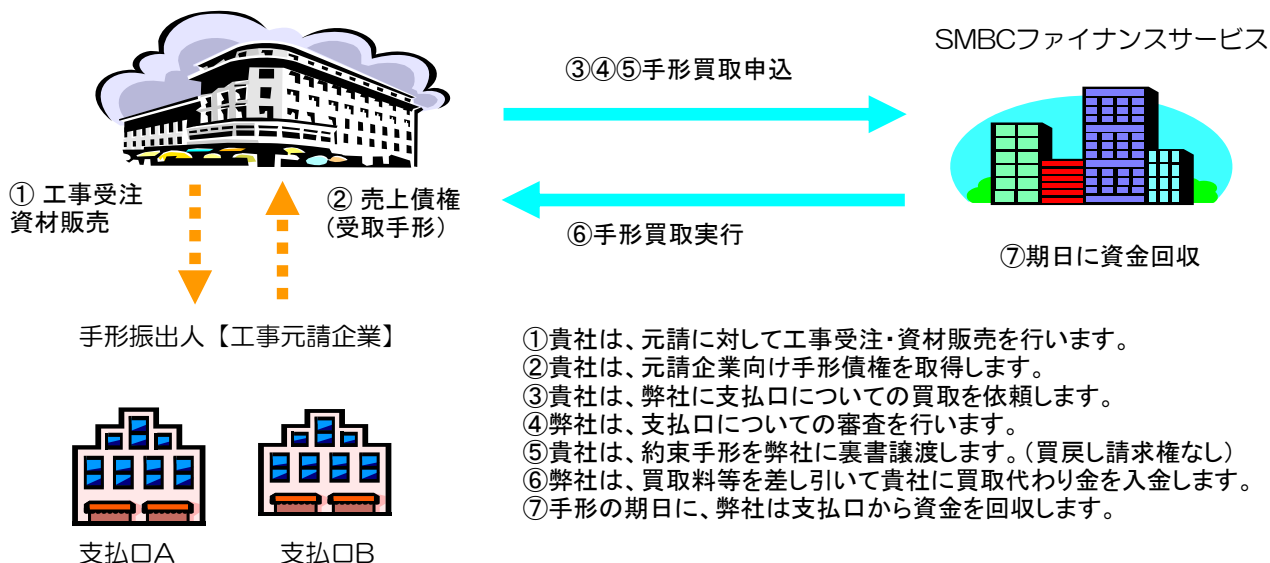
東日本大震災に際し災害救助法が適用された
市町村の区域(東京都の区域を除く)
(岩手・宮城・福島3県の全ての市町村及び
青森・茨城・栃木・千葉・長野・新潟各県
の一部の市町村)

*詳細は、厚生労働省のホームページ
(http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/saigaikyuujo.html)
にてご確認ください。

・また、従来からの支払保証については東日本大震災の被災地域(※)における
災害廃棄物の撤去(がれきの処理等)に係る債権も今回より対象となりました。
この機会にぜひご検討ください。

サービスの流れ

依頼人【下請建設企業等】(注)



- ① 貴社は、元請に対して工事受注・資材販売を行います。
- ② 貴社は、元請企業向け手形債権を取得します。
- ③ 貴社は、弊社に支払口についての買取を依頼します。
- ④ 弊社は、支払口についての審査を行います。
- ⑤ 貴社は、約束手形を弊社に裏書譲渡します。(買戻し請求権なし)
- ⑥ 弊社は、買取料等を差し引いて貴社に買取代わり金を入金します。
- ⑦ 手形の期日に、弊社は支払口から資金を回収します。

依頼人の条件等

- ・資本金の額が20億円以下または常時使用する従業員の数が1,500名以下の中小、中堅企業が対象です。(上場会社でも上記基準内であればご利用可能です。既に多くの上場会社にご利用いただいております。)
- ・元請建設企業から建設工事を直接請け負っている下請建設企業または元請企業に建設工事資材を直接供給している資材企業が対象です。
- ・手形債権の裏付けとなる契約や債権が明らかに存在することを証明できる書類の提出が必要となります。

手形振出人(支払口)

- ・手形の保証申込日が属する年度又はその前年度に公共工事(国、特殊法人等または地方公共団体が発注する建設工事)の受注実績ある企業、又は、保証を開始する日において有効な経営事項審査(※)を受けている企業が対象です。
※保証開始日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に受審していること。
- ・原則工事発注者から直接受注している元請企業が対象です。詳しくは担当にお問い合わせください。
- ・買取対象手形は建設工事(公共・民間)代金の支払いのために元請企業が振り出した約束手形です。
- ・手形の支払いサイト(振出日から支払期日まで)は120日以内が条件です。
- ・支払手形毎に買取を行いますので、買取額は支払口の信用度や他の依頼人の利用状況によって異なります。た。詳しくは、担当者までお問い合わせください。

- ・弊社による審査の結果、ご要望に添えない場合があります。
- ・保証及び買取にあたっては、保証料・買取料(年利ベース)をいただきます。
- ・財団法人建設業振興基金に対して、買取料とは別に年率1%の利用料を支払う必要があります。

弊社は、貴社が自由かつ自主的なご判断により、お取引いただくことを前提としております。このため、弊社が、本サービスをご契約いただくことを融資取引等の取組や継続の条件としたり、ご契約いただかないことを理由に融資取引等の取組や継続に関して、不利なお取扱いをすることは一切ありません。
本件について苦情等がございましたら、弊社総務部(03-5444-1510)までご連絡ください。

詳しくは下記専用ダイヤルにご連絡ください。

お問い合わせはこちら→ **ファクタリング営業第五部** (東京)03-5444-1522
大阪ファクタリング営業第三部 (大阪)06-4390-2645

下請債権保全支援事業 (東日本大震災復興支援)

下請債権保全支援事業(建設機械リース料等保証)とは??

国土交通省が創設した【下請債権保全支援事業】制度の拡充により、リース・レンタル・割賦販売会社等が東日本大震災において被災した相手先(建設企業)に対して有する建設機械リース料等(リース料・レンタル料・割賦販売代金)を成因とする各債権を一定の条件の下、保証いたします。

特徴1

相手先(建設企業)の法的倒産等により建設機械リース料等が回収不能となった場合に、決められた割合を上限に各債権額をお支払いいたします。

特徴2

財団法人建設業振興基金による助成がありますので、年率4%を上限に保証料率の3分の2が低減されます。

特徴3

弊社独自の審査モデルに基づき保証の可否を判断いたしますのでスピーディーな保証が可能です。またサイレント保証ですので相手先(建設企業)には保証の事実はわかりません。

【貴社(保証依頼人)の要件等について】

- ・ 建設機械の割賦販売、リース又はレンタルを業として10年以上継続して行っていること。
- 詳しくは担当者までお問い合わせください。

【建設機械リース料等債権の債務者である相手先(建設企業)の条件等について】

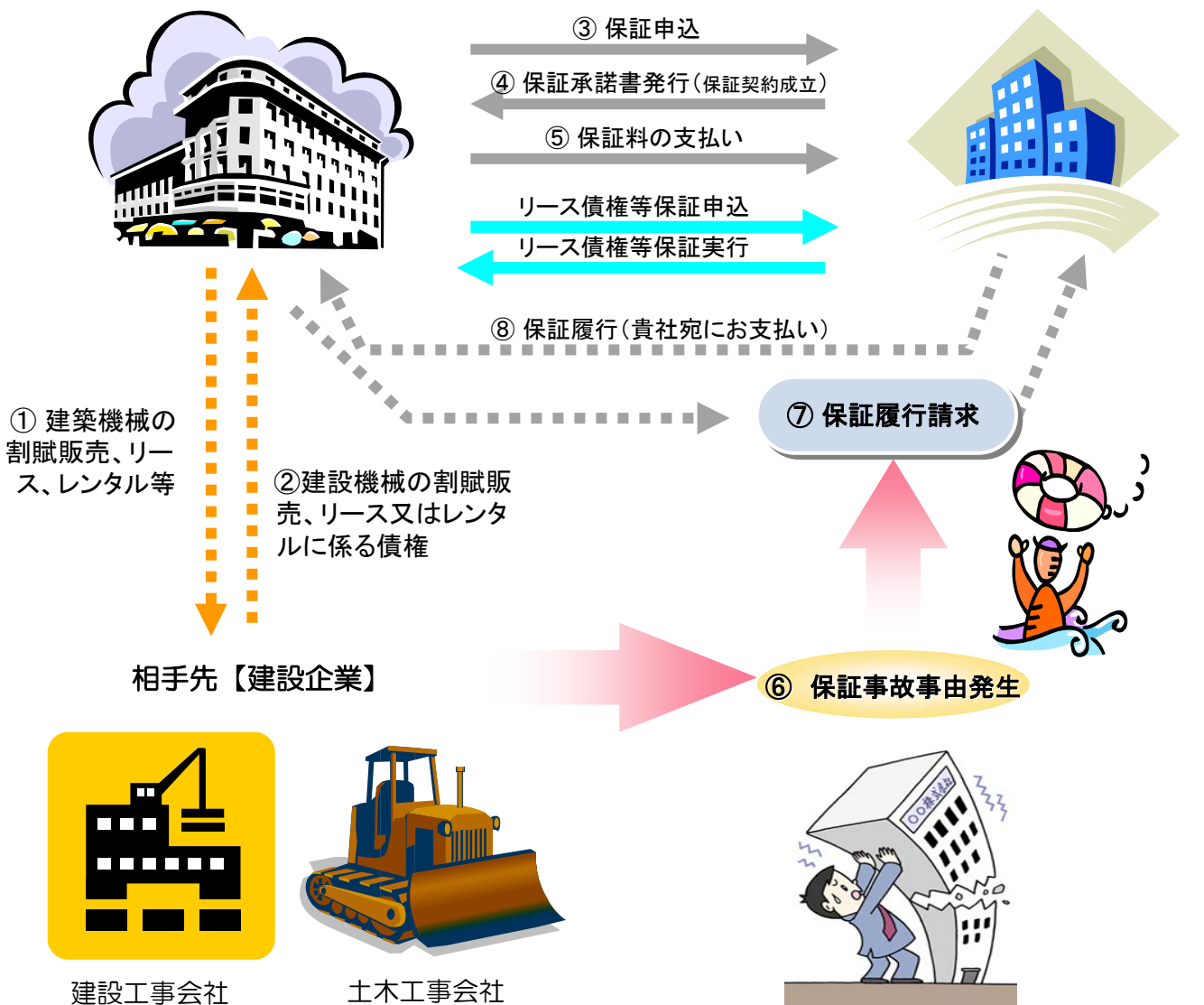
- ・ 資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小、中堅企業が対象です。
 - ・ 東日本大震災の被災地域(災害救助法が適用された市町村の区域。但し東京都の区域は除きます。)に主たる営業所を有する建設企業、又は東日本大震災に際し、被災地域において建設機械の流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた(罹災証明書等により要確認。)建設企業が対象です。
 - ・ 支払保証開始日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けている建設企業であること、又は支払保証開始日の属する年度若しくはその前年度に公共工事の受注実績(下請業者としての実績も含みます。)がある建設企業が対象となります。
- 詳しくは担当者までお問い合わせください。

- ・ 弊社による審査の結果、ご要望に添えない場合があります。
 - ・ 保証にあたっては、保証料(年利ベース)を頂戴いたします。
 - ・ 財団法人建設業振興基金に対して、別途1%の利用料のお支払いが必要となります。
 - ・ 相手先(建設企業)と貴社(保証依頼人)との契約種類(形態)により、お支払い出来る保証金額の割合が異なります。
 - ・ 弊社は、貴社が自由且つ自主的な判断によりお取引戴く事を前提としております。この為、弊社が本保証をご契約戴く事を融資取引等の取組や継続の条件としたり、ご契約戴かない事を理由に融資取引等の取組や継続に関して不利なお取扱をする事は一切ございません。
- 本件に関する苦情等がございましたら、弊社総務部(電話：03-5444-1510)までご連絡ください。

建設機械リース料等保証の流れ

貴社【保証依頼人】

SMBCファイナンスサービス



- ① 貴社は、相手先(建設企業)に対して建設機械のリース、レンタル、割賦販売を行います。
- ② 貴社は、相手先(建設企業)向けにリース債権等を取得します。
- ③ 貴社は、弊社にリース債権等の保証を申し込みます。
- ④ 弊社は、保証承諾書を発行し相手先(建設企業)の各支払について保証を行うことを承諾します。
- ⑤ 貴社は、弊社に保証料をお支払い戴きます。

<以下、保証事故事由が発生した場合>

- ⑥ 相手先(建設企業)に保証契約に定める保証事故事由(手形不渡りや法的倒産等)が発生します。
- ⑦ 貴社は弊社が保証したリース債権等について、⑥を理由として支払いが行われなかった場合、弊社に保証履行を請求します。
- ⑧ 弊社は、ご依頼により保証履行いたします。

< 制度の拡充により、利用しやすくなりました!! >

- ① 事業期間が平成26年3月末まで1年間延長されました。
- ② 建設機械リース料等保証にまで拡充されました。

お問い合わせはこちら→ ファクタリング営業第五部 (東京)03-5444-1522
大阪ファクタリング営業第三部 (大阪)06-4390-2645

SMBCファイナンスサービス株式会社